

## 第41号議案

加東市文化財保護条例の一部を改正する条例制定の件

加東市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市文化財保護条例の一部を改正する条例

加東市文化財保護条例(平成18年加東市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「兵庫県指定有形文化財」を「兵庫県指定重要有形文化財」に改める。

第17条中「前条」を「第14条」に改める。

第23条第1項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に、「兵庫県指定無形文化財」を「兵庫県指定重要無形文化財」に改める。

第24条第5項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第29条第1項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「兵庫県指定有形民俗文化財」を「兵庫県指定重要有形民俗文化財」に、「兵庫県指定無形民俗文化財」を「兵庫県指定重要無形民俗文化財」に改める。

第30条第5項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第36条第1項及び第37条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第39条第2項中「前条第3項及び第5項」を「前条第3項及び第3条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第41号議案 要旨

### 加東市文化財保護条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

加東市文化財保護条例（平成18年加東市条例第103号）の規定中、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正等により、同法の引用規定に条ずれ等が生じていることから、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 文化財保護法の改正に伴う条ずれを改めること。（第23条、第24条、第29条、第30条、第36条及び第37条関係）
- (2) 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）で定義される文化財の表記に改めること。（第3条、第23条及び第29条関係）
- (3) 引用規定の条ずれを改めること。（第17条及び第39条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(指定)</p> <p>第3条 加東市教育委員会（以下「市教委」という。）は、市内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により<u>兵庫県指定有形文化財</u>（以下「県指定有形文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、重要なものを加東市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（修理の届出等）</p> <p>第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を市教委に届け出なければならない。ただし、<u>前条</u>の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>（指定）</p> <p>第23条 市教委は、市内に存する無形文化財（法第56条の3第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により<u>兵庫県指定無形文化財</u>（以下「県指定無形文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）</p>	<p>(指定)</p> <p>第3条 加東市教育委員会（以下「市教委」という。）は、市内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により<u>兵庫県指定重要有形文化財</u>（以下「県指定有形文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、重要なものを加東市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（修理の届出等）</p> <p>第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を市教委に届け出なければならない。ただし、<u>第14条</u>の規定による補助金の交付、第15条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>（指定）</p> <p>第23条 市教委は、市内に存する無形文化財（法第71条第1項<u> </u>の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により<u>兵庫県指定重要無形文化財</u>（以下「県指定無形文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）</p>

のうち重要なものを加東市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2～7 （略）

（解除）

第24条 （略）

2～4 （略）

5 市指定無形文化財について、法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による県指定無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。

6～8 （略）

（指定）

第29条 市教委は、市内に存する有形の民俗文化財（法第56条の10第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち重要なものを加東市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第56条の10第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定されたものを

のうち重要なものを加東市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2～7 （略）

（解除）

第24条 （略）

2～4 （略）

5 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による県指定無形文化財としての指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。

6～8 （略）

（指定）

第29条 市教委は、市内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち重要なものを加東市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定されたものを

除く。以下同じ。)のうち重要なものを加東市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2～4 (略)

(解除)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第27条第1項の規定による県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6・7 (略)

(指定)

第36条 市教委は、市内に存する記念物(法第69条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。))に指定されたもの又は県条例第31条第1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。))に指定されたものを除く。)のうち重要なものを加東市指定史跡、加東市指定名勝又は加東市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。))

除く。以下同じ。)のうち重要なものを加東市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2～4 (略)

(解除)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第27条第1項の規定による県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6・7 (略)

(指定)

第36条 市教委は、市内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。))に指定されたもの又は県条例第31条第1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。))に指定されたものを除く。)のうち重要なものを加東市指定史跡、加東市指定名勝又は加東市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。))

に指定することができる。

2・3 (略)

(解除)

第37条 (略)

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第69条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 (略)

(管理団体の解除)

第39条 (略)

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第5項の規定を準用する。

に指定することができる。

2・3 (略)

(解除)

第37条 (略)

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第31条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 (略)

(管理団体の解除)

第39条 (略)

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第3条第5項の規定を準用する。